四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千百十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　新潟県妙高市及び長野県上水内郡信濃町

二　地域再生計画の名称　ＤＭＯによる国際観光都市を目指した新たな観光誘客コンテンツ開発・しごと創生事業

三　地域再生計画の区域の範囲　新潟県妙高市及び長野県上水内郡信濃町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千百十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　新潟県中魚沼郡津南町及び長野県下水内郡栄村

二　地域再生計画の名称　苗場山麓ジオパーク観光交流計画

三　地域再生計画の区域の範囲　新潟県中魚沼郡津南町及び長野県下水内郡栄村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千百十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　富山県、石川県及び福井県

二　地域再生計画の名称　北陸次世代産業創出イノベーション推進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　富山県、石川県及び福井県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千百十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　広島県尾道市並びに愛媛県今治市及び越智郡上島町

二　地域再生計画の名称　しまなみＤＭＯ形成推進事業

三　地域再生計画の区域の範囲　広島県尾道市並びに愛媛県今治市及び越智郡上島町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千百十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山口県下関市及び福岡県北九州市

二　地域再生計画の名称　「かんもん海峡都市」観光まちびらき・形成連携計画

三　地域再生計画の区域の範囲　山口県下関市及び福岡県北九州市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千百十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　徳島県鳴門市、兵庫県南あわじ市及び香川県東かがわ市

二　地域再生計画の名称　ＡＳＡトライアングル（南あわじ・鳴門・東かがわ）を結ぶ、サイクリングツーリズム推進事業

三　地域再生計画の区域の範囲　徳島県鳴門市、兵庫県南あわじ市及び香川県東かがわ市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千百十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百九十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年八月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮城県加美郡加美町

二　地域再生計画の名称　音楽と福祉のまちづくり

三　地域再生計画の区域の範囲　宮城県加美郡加美町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）、中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例（五の五⑭）及び地域公共交通確保維持改善事業（五の六）

○内閣府告示第千百十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第二十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年八月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長井市

二　地域再生計画の名称　水と歴史と公共交通を活かす　最上川「山の港町」長井市地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　長井市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五⑯）及び地域再生戦略交付金（五の六）

○内閣府告示第千百二十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第五十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年八月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三